

号外第12（平成24年12月28日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

**〔条例〕**

△ 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例【市民局市民活動支援課】	3
△ 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例【こども青少年局企画調整課】	4
△ 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例【こども青少年局障害児福祉保健課】	38
△ 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例【こども青少年局障害児福祉保健課】	72
△ 横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例【健康福祉局保護課】	93
△ 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例【健康福祉局障害企画課】	103
△ 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例【健康福祉局障害企画課】	183
△ 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例【健康福祉局障害企画課】	217
△ 横浜市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例【健康福祉局障害企画課】	250
△ 横浜市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例【健康福祉局障害企画課】	255
△ 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例【健康福祉局障害企画課】	260
△ 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例【健康福祉局高齢施設課】	287
△ 横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例【健康福祉局高齢施設課】	316
△ 横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例【健康福祉局高齢施設課】	348
△ 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【健康福祉局高齢施設課】	370
△ 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【健康福祉局高齢施設課】	384
△ 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例【健康福祉局高齢施設課】	416
△ 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例【健康福祉局介護事業指導課】	436
△ 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例【健康福祉局介護事業指導課】	556
△ 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例【健康福祉局介護事業指導課】	657
△ 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例【健康福祉局介護事業指導課】	783
△ 横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例【健康福祉局生活衛生課】	831
△ 横浜市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例【健康福祉局食品衛生課】	833

△ 横浜市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例【健康福祉局医療安全課】	834
△ 横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例【環境創造局技術監理課】	835
△ 横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例【道路局企画課】	843
△ 横浜市道路標識の寸法に関する条例【道路局施設課】	859
△ 横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例【道路局施設課】	868
△ 横浜市自動車専用道路の交差の方式に関する条例【道路局事業調整課】	880
△ 横浜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例【道路局河川管理課】	881
△ 横浜市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例【道路局河川計画課】	903
△ 横浜市福祉のまちづくり条例【健康福祉局福祉保健課】	905
△ 横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例【総務局人事組織課】	918
△ 横浜市公債条例の一部を改正する条例【財政局財源課】	919
△ 横浜市市税条例の一部を改正する条例【財政局税制課】	920
△ 横浜みどり税条例の一部を改正する条例【財政局税制課】	922
△ 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例【市民局市民活動支援課】	923
△ 横浜市庁舎駐車場条例の一部を改正する条例【市民局地域施設課】	924
△ 横浜市中心職訓練校条例の一部を改正する条例【経済局雇用労働課】	925
△ 横浜市青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例【こども青少年局青少年育成課】	927
△ 横浜市下水道条例の一部を改正する条例【環境創造局技術監理課】	928
△ 横浜市環境影響評価条例の一部を改正する条例【環境創造局環境影響評価課】	931
△ 横浜市公園条例の一部を改正する条例【環境創造局公園緑地管理課】	936
△ 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例【資源循環局一般廃棄物対策課】	938
△ 横浜市営住宅条例の一部を改正する条例【建築局住宅管理課】	940
△ 横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例【建築局住宅管理課】	945
△ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	946
△ 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	962
△ 横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部を改正する条例【建築局宅地企画課】	964
△ 横浜市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例【道路局施設課】	971
△ 横浜市水道条例の一部を改正する条例【水道局計画課】	972
<b>[規則]</b>	
△ 横浜市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税制課】	974
△ 横浜市収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】	976
△ 横浜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】	977
<b>[告示]</b>	
△ 平成24年度横浜市一般会計補正予算（第6号）ほか1件の要領公表【財政局財政課】	981

横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月28日

横浜市長 林 文 子

#### 横浜市条例第107号

横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部を改正する  
条例

横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び意見の聴取」を「、意見の聴取等」に、「特定大規模開発事業」を「開発事業」に改める。

第2条第2号ア中「で自己の居住の用に供する目的で行うもの」を削り、同号エ中「市街化区域における」を削り、同号に次のように加える。

カ 開発行為（開発区域の面積が500平方メートル未満の開発行為で、当該開発区域内の土地を予定される建築物の敷地として利用するため、建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けることを要するものに限る。）

第2条に次の1号を加える。

(9) 地域まちづくり計画運営団体 地域まちづくり計画の策定を行う団体のうち、その活動の対象となる地域の範囲に開発事業区域が含まれているもので、市長が認めるものをいう。

第2章第1節の節名中「及び意見の聴取」を「、意見の聴取等」に改める。

第8条を次のように改める。

#### 第8条 削除

第9条中「開発事業者は」の次に「、開発事業を行おうとするときは」を加え、「その開発事業」を「当該開発事業」に改め、「完了するまでの間」の次に「（第2条第2号ア、オ又はカに掲げる開発事業にあつては、第24条第4項各号のいずれかに該当するまでの間）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 開発事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

第10条を次のように改める。

#### 第10条 削除

第11条中「開発事業者」の次に「（第2条第2号カに掲げる開発事業に係る開発事業者を除く。）」を加え、「開発構想書を提出した日から10日を経過した」を「第9条第1項の規定により標識を設置した」に、「開発構想書の内容その他」を「その開発事業の構想等に係る」に改め、同条第1号中「地域住民」の次に「及び地域ま

ちづくり計画運営団体」を加え、同条第2号中「近接住民」の次に「及び地域まちづくり計画運営団体」を加える。

第12条を次のように改める。

(開発事業の構想に対する意見書の提出)

第12条 近接住民(特定大規模開発事業の場合にあっては、地域住民)及び地域まちづくり計画運営団体(以下「近接住民等」という。)は、開発事業(第2条第2号カに掲げるものを除く。)に係る前条の説明が終了した日の翌日から起算して5日以内に、同条の開発事業の構想に対する意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を開発事業者に提出することができる。

2 開発事業者は、意見書の提出があったときは、次条第1項の規定により開発事業計画書の提出を行うまでに、当該意見書に対する見解を記載した書面を当該意見書を提出した近接住民等に送付しなければならない。

第13条の見出し中「開発事業説明状況等報告書」を「開発事業計画書」に改め、同条第1項を次のように改める。

開発事業者は、第11条の説明が終了した日の翌日から起算して5日を経過した日(第2条第2号カに掲げる開発事業にあっては、第9条第2項の規定による届出を行った日の翌日)以後に、次に掲げる事項(第2条第2号カに掲げる開発事業にあっては、第1号に掲げる事項)を記載した書面(以下「開発事業計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 開発事業区域内の土地の利用計画、予定される建築物の概要等の開発事業の構想
- (2) 第11条の規定による開発事業の説明の状況
- (3) 開発事業の構想に対する近接住民等の意見
- (4) 前号の意見に対する開発事業者の見解

第13条第2項中「開発事業説明状況等報告書」を「開発事業計画書」に、「第9条」を「第9条第1項」に改め、同条第3項中「開発事業説明状況等報告書」を「開発事業計画書」に、「これを当該提出の日から10日間」を「遅滞なく、これを14日間」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市長は、開発事業計画書(第2条第2号カに掲げる開発事業に係るものを除く。)の提出があったときは、その開発事業者に対し、この条例に定める手続及び基準を遵守するよう必要な指導及び助言をすものとする。

第14条の見出し中「開発事業説明状況等報告書」を「開発事業者の見解」に改め、同条第1項を次のように改める。

第2条第2号カに掲げる開発事業以外の開発事業に係る近接住民等は、前条第3項の縦覧の期間満了の日までに、同条第1項第

4号に掲げる開発事業者の見解に対する意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を市長を経由して、当該開発事業者に提出することができ。

第14条第3項中「以下「見解書」を「以下「再見解書」に、「当該見解書」を「当該再見解書」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（公共施設の管理者等への説明）

第14条の2 第2条第2号ア又はオに掲げる開発事業に係る開発事業者は、当該開発事業について法第32条第1項の規定による同意又は同条第2項の規定による協議が必要となる場合にあっては、第9条第1項の規定により標識を設置した日の翌日以後に、法第32条第1項に規定する公共施設の管理者又は同条第2項に規定する公共施設を管理することとなる者その他都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第23条に規定する者に対し、当該公共施設に係る事項等について説明を行わなければならない。

第15条の見出し中「開発構想」を「開発事業計画書」に改め、同条第1項中「開発構想書を」を「開発事業計画書を」に、「開発構想書の内容」を「第13条第1項第1号に掲げる事項」に、「第9条」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「開発構想書の内容」を「第13条第1項第1号に掲げる事項」に改め、「手続」の次に「（第2条第2号カに掲げる開発事業にあっては、第13条第1項及び第2項に定める手続）」を加え、同項ただし書中「次条第1項」の次に「又は第2項」を加える。

第2章第2節の節名中「特定大規模開発事業」を「開発事業」に改める。

第16条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「見解書」を「再見解書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 開発事業者（第2条第2号カに掲げる開発事業又は特定大規模開発事業に係る開発事業者を除く。）は、再意見書が提出された場合において、市長が必要があると認めるときは、開発事業計画書の内容のうち市長がその都度定める事項について、市長と協議しなければならない。

第17条第2項中「特定大規模開発事業」を「開発協議が必要となる開発事業」に、「開発事業説明状況等報告書を市長に提出した日」を「第13条第3項の縦覧の期間満了の日の翌日」に改め、同条第3項中「通知」の次に「、同法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の申請」を加える。

第18条第1項中「第8条から」を「第9条及び第11条から」に改

め、同項に次の1号を加える。

(6) 第2条第2号カに掲げる開発事業 次項第10号の規定  
第18条第2項に次の1号を加える。

(10) 開発事業区域が第二種低層住居専用地域（建築基準法第53条の2の規定による建築物の敷地面積の最低限度が定められていない区域に限る。）、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」又は準住居地域に含まれる場合は、予定される建築物（用途が住宅であるものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の敷地面積の最低限度が、100平方メートルであること。ただし、この規定の施行又は適用の際現に建築物の敷地として使用されている土地でこの規定に適合しないものについてその全部を一の敷地として使用する場合、開発事業区域が第一種住居地域、「第二種住居地域」又は準住居地域に含まれており、かつ、予定される建築物の敷地に接して幅員5.5メートル以上の道路を配置する場合（既存の道路を拡幅する場合を除く。）、「予定される建築物の敷地の全部が法第12条の5第2項の規定に基づく地区整備計画又は建築基準法第69条の規定に基づく建築協定において建築物の敷地面積の最低限度が定められた区域に含まれる場合その他市長がやむを得ないと認める場合にあっては、この限りでない。

第18条第3項中「特定大規模開発事業」を「開発協議が必要となる開発事業」に、「第17条第1項」を「前条第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 予定される建築物の敷地が前項第10号の規定による制限を受け  
る区域の内外にわたる場合において、その敷地の過半が当該区域  
に属するとき、その敷地の全部について同号の規定を適用し、  
その敷地の過半が当該区域の外に属するとき、その敷地の全部  
について同号の規定を適用しない。

第19条第2項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第20条第2項中「第9条」を「第9条第1項」に、「第10条から  
第13条まで」を「第11条から第14条の2まで」に、「並びに特定大  
規模開発事業にあっては第14条に定める手続」を「（第2条第2号  
カに掲げる開発事業にあっては、第13条第1項及び第2項に定める  
手続）」に改め、同条第3項中「第9条」を「第9条第1項」に改  
める。

第21条中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第24条中「開発事業者」の次に「及び開発事業に関する工事の請  
負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）」（次項に規定する者  
を除く。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 第2条第2号ア、オ又はカに掲げる開発事業において予定される建築物に関する工事の請負契約の注文者（請負契約によらないで自ら当該工事をする者を含む。）及び当該工事の請負人（以下「予定建築物の建築主等」という。）は、第17条第1項の同意を得た開発事業の計画に従い、当該開発事業に関する工事を行わなければならない。
- 3 第2条第2号ア又はオに掲げる開発事業については当該開発事業に関する工事に係る法第36条第3項の規定による公告があった後、同号カに掲げる開発事業については当該開発事業に関する工事に係る建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定による公告があった後においても、前2項の規定を適用する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、次のいずれかに該当する場合にあっては、適用しない。
- (1) 第2条第2号ア又はオに掲げる開発事業について、当該開発事業に関する工事に係る法第36条第3項の規定による公告があった日の翌日から起算して1年を経過した場合
  - (2) 第2条第2号カに掲げる開発事業について、当該開発事業に関する工事に係る建築基準法施行規則第10条第1項の規定による公告があった日の翌日から起算して1年を経過した場合
  - (3) 第2条第2号ア、オ又はカに掲げる開発事業に係る予定される建築物の全てについて、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証が交付された場合
- 第25条第1項中「（請負工事の下請人を含む。以下「工事請負人」という。）」を削り、同条第2項中「工事請負人」を「開発事業に関する工事の請負人」に改める。
- 第26条第1項中「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。
- 第34条第1項を次のように改める。
- 法第33条第4項に規定する開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、当該建築物の用途が住宅である場合限り、次の各号に掲げる地域又は区域の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。ただし、この規定の施行又は適用の際現に建築物の敷地として使用されている土地でこの規定に適合しないものについてその全部を一の敷地として使用する場合、開発区域が第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に含まれており、かつ、予定される建築物の敷地に接して幅員5.5メートル以上の道路を配置する場合（既存の道路を拡幅する場合を除く。）、予定される建築物の敷地の全部が法第12条の5第2項の規定に基づく地区整備計画又は建築基準法第69条の規定に基づく建築

協定において建築物の敷地面積の最低限度が定められた区域に含まれる場合その他市長がやむを得ないと認める場合にあっては、この限りでない。

(1) 第二種低層住居専用地域（建築基準法第53条の2の規定による建築物の敷地面積の最低限度が定められていない区域に限る。）、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域 100平方メートル

(2) 用途地域の指定のない区域 125平方メートル（幅員18メートル以上の幹線街路に接続する土地の区域で、当該道路に係る都市計画で定められた区域の境界線からの水平距離が50メートルの範囲内の部分（風致地区を除く。）にあっては、100平方メートル）

第36条中「開発事業者」の次に「又は開発事業に関する工事の請負人（予定建築物の建築主等を含む。）」を加える。

第37条中「第8条第1項の届出に係る書面、開発構想書、開発事業説明状況等報告書、見解書」を「第9条第2項の届出に係る書面、開発事業計画書、再見解書」に改める。

第38条第2項中「工事請負人」を「開発事業に関する工事の請負人」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「工事請負人」を「開発事業に関する工事の請負人」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長は、第24条第1項又は第2項の規定に違反した者に対し、当該開発事業に関する工事の施行を停止するよう勧告することができる。

第38条の次に次の1条を加える。  
(公表)

第38条の2 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合において、前条の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

第39条第1項中「前条」を「第38条第2項又は第3項」に改め、「を受けた者が」の次に「、正当な理由なく」を加える。

第40条第1項中「前2条」を「前3条」に、「工事請負人」を「開発事業に関する工事の請負人（予定建築物の建築主等を含む。）」に改める。



## 附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条の規定による標識の設置を行った開発事業（旧条例第2条第2号に規定する開発事業をいう。附則第4項において同じ。）であって、旧条例第10条の規定による開発構想書の提出を行っていないものについては、この条例による改正後の横浜市開発事業の調整等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（新条例第9条第2項の規定を除く。）を適用する。この場合において旧条例第9条の規定による標識は、新条例第9条第1項の規定による標識とみなす。
- 3 前項の場合において、開発事業者は、同項の規定により新条例第9条第1項の規定による標識とみなされた標識について、必要な修正を行わなければならない。
- 4 施行日前に旧条例第10条の規定による開発構想書の提出を行った開発事業については、新条例の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けるため、当該指定に係る工事を行っている場合においては、新条例第2条第2号カの規定は、適用しない。  
（横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例の一部改正）
- 6 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（平成5年6月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項第10号中「開発事業（」の次に「同号カ及び」を加える。  
第10条第3項中「第9条」を「第9条第1項」に、「同項の規定」を「第1項の規定」に改める。